



平成 27 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 GMOペパボ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎
(コード番号：3633)

問合せ先 取締役
兼経営戦略部長 五十島 啓人
TEL (03) 5456-3021

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 2 月 16 日開催の取締役会において、定款一部変更について、平成 27 年 3 月 21 日開催予定の第 13 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の目的

- ①書面または電磁的方法により、取締役会の決定を機動的に行うことができるようにするため、当社定款第 27 条（取締役会の決議の省略）として新設を行なうものであります。
- ②取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、当社定款第 32 条（取締役の責任免除）の新設ならびに、当社現行定款第 40 条（社外監査役との責任限定契約）に第 1 項を追加、「賠償責任」の文言を第 32 条にて使用する文言と統一し、「損害賠償責任」に変更のうえ、条文繰り下げにより第 42 条（監査役の責任免除）として変更を行なうものであります。なお、第 32 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③迅速かつ機動的な配当政策の立案並びに実行を図るため、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とすべく、当社定款第 47 条（剰余金の配当等の決定機関）として新設を行うものであります。
- ④株主の皆様に対して、将来の四半期配当実施を見越し導入するものであり、当社現行定款第 45 条（剰余金の配当の基準日）を条文の繰り下げにより第 48 条（剰余金の配当の基準日）として変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 26 条 (条文省略)	第 1 条～第 26 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第 27 条</u> <u>当社は取締役（当該決議事項につき議決に加わること</u> <u>ができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事</u> <u>項について書面又は電磁的記録により同意したとき</u> <u>は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があ</u> <u>ったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた</u> <u>ときはこの限りでない。</u>
第 27 条～第 30 条 (条文省略)	第 28 条～第 31 条 (現行どおり)

<p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 32 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>会社法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができるものとする。</u> <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規程する金額の合計額とする。</u></p>
<p>第 31 条～第 39 条（条文省略）</p>	<p>第 33 条～第 41 条（現行どおり）</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第 40 条</u></p> <p>(新設)</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第 42 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができるものとする。</u> <u>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に規定する金額の合計額とする。</u></p>
<p>第 41 条～第 44 条（条文省略）</p>	<p>第 43 条～第 46 条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第 47 条</u> 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 45 条</u> 当社は、株主総会の決議により、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行なうことができる。 <u>②当社は、取締役会の決議により、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。</u> <u>③前 2 項のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 48 条</u> 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日、12 月 31 日とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第 46 条（条文省略）</p>	<p>第 49 条（現行どおり）</p>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成27年3月21日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年3月21日（予定）

以上